

# 平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（廃止縮減）

No	3	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他( )		
見直し 項目名	農業生産法人に使用貸借した場合における特例措置の廃止		
見直し 内容 (概要)	<p>本措置は、租税特別措置法附則第55条の適用を受けて贈与税の納税猶予の継続適用が認められた場合に不動産取得税の徴収が猶予されるもの。 本措置については延長要望しないこととする。</p>		
〔関係条文〕	〔地法附則12①及び⑤〕		
増収 見込額	+3 (▲3) (単位:百万円)		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本措置は、特例の対象が平成17年3月31日までに贈与税納税猶予の適用を受けた者を対象とした経過措置であること、適用数が僅少となったこと等から、税負担軽減措置としての合理性、有効性、相当性が認められないため、廃止することとする。</p>		
ページ		3-1	